

改定される手数料一覧

手数料の種類	担当課	旧手数料	新手数料
身分に関する証明手数料	市民課	200円	300円
住民基本台帳の閲覧手数料		200円	300円
住民票及び戸籍附票の写しに係る交付手数料(※) (戸籍附票の写しは窓口交付のみ)		200円	300円(※)
広域交付の住民票の写しの交付手数料		200円	300円
住民票に基づく記載事項の証明手数料		200円	300円
印鑑登録証交付手数料		300円	400円
印鑑に関する証明手数料(※)		200円	300円(※)
認可地縁団体の印鑑登録に関する証明手数料	市民生活課	200円	300円
納税に関する証明手数料(市税・国民健康保険税)	納税課 国民健康保険課	200円	300円
土地、建物に関する証明手数料	税務課	200円	300円
資産に関する証明手数料(※)		200円	300円(※)
所得に関する証明手数料(※)		200円	300円(※)
その他市税に関する証明手数料	納税課 国民健康保険課	200円	300円
保険料に関する証明手数料 (介護保険料・後期高齢者医療保険料)	介護長寿課 国民健康保険課	200円	300円
営業に関する証明手数料	税務課	200円	300円
公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付に係る手数料	税務課	200円	300円
公簿、公文書、図面等の閲覧手数料	税務課	200円	300円
その他 道路管理者の証明、道路幅員の証明【土木課】、仮換地証明【市街地整備課】、都市計画に関する証明【都市計画課】、療養費等支払証明、国民健康保険資格(取得・喪失)証明【国民健康保険課】、主治医意見書の内容を確認した書類(証明)【介護長寿課】、農地現況証明、非農地証明、自由漁業操業証明【商工農水課】、市営住宅自動車保管場所承諾証明【建築課】		200円	300円
道路位置指定申請手数料、位置指定道路等の変更又は廃止申請手数料及び各種証明手数料のうち	確認済証明、検査済証明 道路位置指定済証明、その他 建築課	200円	300円
救急搬送証明	消防・警防課		300円
火災り災証明			300円
許可証等の再交付			300円
市内の事業所に勤務する者 で市内に住所を有するもの又は 市外の事業所に勤務する 者で市内に住所を有するもの	甲種防火管理新規講習 甲種防火管理再講習 乙種防火管理講習	新設	1,500円
市内の事業所に勤務する者で 市外に住所を有するもの	甲種防火管理新規講習		2,000円
	甲種防火管理再講習		1,500円
	乙種防火管理講習		1,500円

※住民票の交付手数料(戸籍附票の写しは窓口交付のみ)、印鑑に関する証明手数料、資産に関する証明手数料、所得に関する証明手数料は、自動交付機を利用した場合、従来どおりの200円となります(4ページ「自動交付機」)。自動交付機を利用するには、市民カード(市民課にて無料作成できます)が必要です。

各使用料・手数料の料金についての問合せ:各担当窓口へ
 その他お問い合わせ先:企画部 財政課
 宜野湾市ホームページもご覧ください。

4月1日から使用料・手数料を改定します。

本市では、昭和58年の各種証明手数料の改正、平成15年の各施設使用料の改正以来、全庁的な使用料・手数料の見直しは行われておりませんでした。しかし、消費税率の引上げや各施設の老朽化等に伴って行政運営上のコストが増加している中、使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方がいることを踏まえ、受益と負担の公平性を確保することが必要です。平成23年に策定された「第五次宜野湾市行財政改革大綱」および「第五次宜野湾市行財政改革実施計画」においても、「使用料・手数料の適正化」が実施項目として掲げられており、使用料・手数料の見直しは以前からの課題でありました。このことを受け、この度本市の各使用料・手数料の全庁的なコスト調査を実施し、慎重に検討を重ね、昨年の市議会12月定例会において議決を得て、新たな料金を設定いたしました。新たな使用料・手数料の料金は、平成27年4月1日から施行されます。市民・利用者の皆さまにおかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。各料金の詳細については、宜野湾市ホームページまたはそれぞれの窓口にてお問い合わせください。
 ※平成27年3月31日までに申請を受理した場合の手数料、使用許可を受けている場合の使用料については、改正前の料金となります。

改定される使用料の一部例(他の施設の使用料は、各窓口へお問い合わせください)

<宜野湾市民会館>

種別	区分	使用料													
		午前 9時~12時		午後 13時~17時		夜間 18時~22時		昼間 9時~17時		昼夜間 13時~22時		全日 9時~22時			
		旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新		
大ホール (茶室等の付帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合	平日	12,400	14,880	24,800	29,760	30,000	36,000	35,200	42,240	52,100	62,520	60,500	72,600	
		土・日曜 祝祭日	16,100	19,320	32,000	38,400	38,700	46,440	45,400	54,480	67,200	80,640	77,900	93,480	
	入場料を徴収する場合 (会費制を含む。)	300円未満	平日	16,100	19,320	32,000	38,400	38,700	46,440	45,400	54,480	67,200	80,640	77,900	93,480
			土・日曜 祝祭日	20,800	24,960	41,900	50,280	50,100	60,120	59,500	71,400	87,300	104,760	101,200	121,440
		300円以上 500円未満	平日	18,600	22,320	37,200	44,640	44,900	53,880	53,300	63,960	77,900	93,480	90,300	108,360
			土・日曜 祝祭日	23,800	28,560	48,100	57,720	57,800	69,360	68,200	81,840	100,700	120,840	116,600	139,920
500円以上	平日	24,800	29,760	49,600	59,520	60,000	72,000	70,700	84,840	103,700	124,440	120,800	144,960		
	土・日曜 祝祭日	32,000	38,400	64,000	76,800	77,400	92,880	91,500	109,800	134,200	161,040	156,000	187,200		
会議室	洋室(付帯備品含む。)	500	600	800	960	1,200	1,440	1,200	1,440	1,700	2,040	2,200	2,640		
	和室(付帯備品含む。)	300	360	600	720	1,000	1,200	1,000	1,200	1,500	1,800	2,000	2,400		
付属設備	舞台道具	1回1点につき	2,800円以内で市長が定める額				3,020円以内で市長が定める額								
	音響器具	1回1点につき	2,800円以内で市長が定める額				3,020円以内で市長が定める額								
	照明器具	1回1点につき	1,300円以内で市長が定める額				1,400円以内で市長が定める額								
	映写機	1回1点につき	4,200円以内で市長が定める額				4,530円以内で市長が定める額								
	ピアノ	1回1点につき	7,900円以内で市長が定める額				8,530円以内で市長が定める額								
冷房	大ホール	1時間につき	7,000円				7,560円								
	会議室	1時間につき	200円				210円								

※付属設備使用料(舞台道具・音響器具・照明器具・映写機・ピアノ)については上限金額です。詳細については、市民会館にお問い合わせくださるか、市民会館ホームページ等をご確認ください。

新規で設定する使用料の一部例

<保健相談センター> (健康増進課 ☎898-5583)

区分	旧室料	新室料	旧冷房料	新冷房料
大ホール	無料	300円	無料	1,000円

<老人福祉センター> ☎893-6400 (介護長寿課 ☎893-4411 内線485)

種別	旧使用料	新使用料
入浴料	無料	1回100円

※入浴は60歳以上の市民が利用できます。

種別	室料	冷房料	室料	冷房料
教養娯楽室・集会室	1,500円(3時間)	1,500円	1時間700円	1,000円
図書室			1時間200円	
健康相談室			1時間200円	
作業室			1時間400円	600円

- 【備考】
 (保健相談センター、老人福祉センター)
- 1 使用料金は、1時間あたりとする。
 - 2 使用時間は、準備および片付けに要する時間を含むものとする。
 (以下、老人福祉センター)
 - 3 1時間未満の使用の場合は、1時間とする。
 - 4 使用時間を超過して使用する場合は、1時間を限度として、それぞれの使用料に3割相当額を加算した額を徴収する。
 - 5 図書室、健康相談室について、原則冷房使用はできないものとする。ただし、冷房使用申請がある場合は、教養娯楽室・集会室の冷房料と同額とする。
- ※各部屋の使用料(入浴料は除く)は60歳以上の市民、老人団体(団体登録が必要です)は無料。